深浦町農水産物加工場 指定管理者募集要項

１　公募の趣旨

本要項は、深浦町農水産物加工場（以下「加工場」という。）の管理運営を行う指定管理者を募集するものです。加工場の管理運営に広く民間の経営ノウハウを活用することで、有効かつ効率的な管理を行うとともに、町特産品の開発・加工を通じた地域産業の振興を図ることを目的とします。

２　施設概要

（名　　称）深浦町農水産物加工場
（所 在 地）青森県西津軽郡深浦町大字月屋字裸森 76 番地
（延床面積）559.23 ㎡（うち加工施設 490 ㎡）
（主要施設）農水産物加工施設、機械棟、冷蔵・冷凍コンテナ
（主要設備）急速冷凍機、乾燥機、製粉機、小型高温高圧調理機、異物検出機ほか
（竣工年月）平成２４年７月

３　指定管理の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日（３年間）※更新可

４　指定管理者が行う業務範囲

（１）加工場を活用した地域農水産物の加工、商品開発等の運営に関する業務
（２）加工場及び加工機械の維持管理に関する業務
（３）その他、町長が特に必要と認める業務

５　指定管理料（委託料）について

本施設の指定管理に伴う町からの指定管理料の支払いはありません。

６　施設維持管理費等の負担について

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、その責任と費用により自主事業を実施することができます。このため、水道光熱費などの日常的経費のほか、浄化槽の保守点検などの維持管理にかかる経費については、指定管理者による負担となります。なお、これに基づく管理会社等との契約は、指定管理者において直接行うこととします。(経費負担の詳しい内容については、施設内覧時または個別にお問い合わせ下さい。)

また、施設の躯体（建物本体）や設備の維持に欠かせない大規模修繕及び施設所有者が法定により実施すべき検査などは、町が負担します。

ただし、指定管理者の故意又は過失により施設・設備を破損・滅失した場合は、金額にかかわらず指定管理者の負担において原状回復を行うこととします。

７　応募資格

応募者の主たる事務所の所在地（町内・町外）は問いません。ただし、法人又はその他の団体に限るものとし、個人での応募は不可とします。

また、食品衛生法等の関係法令を遵守し、食品加工場として適正に管理運営を行うことができる者とします。

８　施設の内覧

施設の内覧は、応募を検討する団体を対象に、次のとおり個別に日程調整のうえ実施しますので、随時、ご連絡ください。

（実施期間）令和８年 11 月 13 日（金）～12 月 11 日（金）まで　※土日祝日を除く

９　提出書類

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、募集締切日までに以下の書類を提出してください。各様式は町ホームページからダウンロードするか、農林水産課窓口にて配布します。

（１）指定申請書

≪添付書類≫

１　事業計画書及び収支予算書（指定管理期間３年間）
２　定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあっては、会則等）
３　団体の直近２ヶ年の決算書（貸借対照表、損益計算書）及び財産目録
４　会社案内ほか

（２）事業計画書

≪記載事項≫

１　当該加工場の管理期間に係る会計年度ごとの収支予算書（３ヶ年）
２　当該加工場を効果的に運用するための具体的管理運営計画
（１）地域産業（農林水産業）の振興及び地域活性化への貢献策
（２）施設の維持管理及び衛生管理（HACCP 等への対応）に関する具体的な体制等
（３）自主事業（特産品開発等）を実施する場合はその内容
（４）その他、アピールしたい特記事項（過去の同様施設の運営実績など）

10　選定基準

１　公の施設の指定管理者として、地域農水産物の活用など、地域産業の発展に貢献する事業計画であるか。
２　食品加工場としての適正な管理運営能力を有し、HACCP 等の衛生管理を十分に担うことができる者であるか。
３　施設の維持管理費の分担を遵守し、安定した施設運営ができる財務・組織基盤を有しているか。
４　公の施設の指定管理者として、食品衛生法をはじめとする各種法令を遵守できる体制

であるか。

11　指定管理契約

町と指定管理者による指定管理基本協定書（３ヶ年）及び年度ごとに年度協定を締結します。

12　募集締切日及び提出先

（締切日）令和９年１月２０日（水）持参又は郵送提出　※締切日必着とします。
（提出先）深浦町農林水産課　農業振興係

13　募集締切り後のスケジュール

令和９年１月２０日（水）　募集締切り
１月下旬　審査会（応募者ヒアリングを行います）
２月上旬　指定管理者選定
３月上旬　深浦町議会定例会への指定議案の上程。可決後、基本協定の締結
４月１日　指定管理者による管理運営業務の開始

14　質疑について

質疑等ございましたら、町ホームページ又は農林水産課窓口にございます質疑書にご記入の上、令和９年１月６日（水）までにメールまたは FAX でご提出お願いします。